第二十条（見出しを含む。）中「山上作業手当」を「山上等作業手当」に改め、同条第一項に次の一号を加える。

四　林野庁森林管理局に所属する職員が、国有林において、次に掲げる作業に従事したとき。

(1)　境界標の設置箇所等を巡回して行う境界標の設置状況の調査等（人事院が定めるものに限る。）

(2)　立木の売払いのために行う当該立木に係る樹高、胸高直径等の調査（人事院が定めるものに限る。）

(3)　チェーンソーを使用して行う伐採又は刈払機を使用して行う刈払い

(4)　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項の規定による許可を受けて捕獲をした哺乳類に属する野生動物の殺処分及び死体の埋却

第二十条第二項第一号中「及び第三号」を「、第三号及び第四号(1)から(3)まで」に改め、同項に次の一号を加える。

三　前項第四号(4)の作業　三百八十円

（人事院規則九―四〇の一部改正）

第七条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

第二条第二号中ロを削り、ハをロとし、同号ホ中「第六条第一項第一号ホ」を「第六条第一項第一号ニ」に改め、同号ホを同号ニとし、同条第三号イ中「前号ニ」を「前号ハ」に改める。

第六条第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハからホまでをロからニまでとし、同項第二号イ中「前号ニ」を「前号ハ」に改める。

第六条の二第二項中「前条第一項第一号イからホまで」を「前条第一項第一号イからニまで」に改める。

（人事院規則九―四九の一部改正）

第八条　人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号及び第三号並びに第二項第三号、第十二条第二号並びに第十四条第一項中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

別表第一長野県の項中「諏訪市」を「諏訪市　塩尻市」に改める。

別表第一福岡県の項中「糟屋郡宇美町」を「糟屋郡宇美町　糟屋郡新宮町」に改める。

（人事院規則九―五四の一部改正）

第九条　人事院規則九―五四（住居手当）の一部を次のように改正する。

第四条中「給与特例法適用職員等」を「給与法第十一条の七第三項に規定する特定独立行政法人職員等」に改める。

（人事院規則九―八九の一部改正）

第十条　人事院規則九―八九（単身赴任手当）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第七号中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

（人事院規則九―一二一の一部改正）

第十一条　人事院規則九―一二一（広域異動手当）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第一号及び第三項中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

（人事院規則一一―四の一部改正）

第十二条　人事院規則一一―四（職員の身分保障）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「特定独立行政法人等の労働関係に関する法律」を「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」に改める。

（人事院規則一四―八の一部改正）

第十三条　人事院規則一四―八（営利企業の役員等との兼業）の一部を次のように改正する。

第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（人事院規則一五―一四の一部改正）

第十四条　人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項第二号及び第三項第三号中「給与特例法適用職員等」を「特定独立行政法人職員等」に改める。

（人事院規則一六―〇の一部改正）

第十五条　人事院規則一六―〇（職員の災害補償）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第二号中「及び第五号」を削り、同項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

第十四条中「、第四号又は第五号」を「又は第四号」に改める。

（人事院規則一七―〇の一部改正）

第十六条　人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表林野庁の部内部局の項中「管理官（林政課に所属する者に限る。）」を「監査室長　管理官（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）」に、「特用林産対策室長」を「特用林産対策室長　木材製品技術室長」に、「森林総合利用・山村振興室長　海外林業協力室長　造林間伐対策室長」を「海外林業協力室長　首席森林計画官　山村振興・緑化推進室長　森林保全推進官　森林吸収源情報管理官　造林間伐対策室長　森林資源循環施業推進官」に、「森林保全推進室長　森林保護対策室長　森林吸収源情報管理官」を「森林保護対策室長　放射性物質影響評価官　森林・林業技術者育成対策官　福利厚生室長　企画官（人事又は予算に関する事務を担当する者に限る。）　国有林野総合利用推進室長　国有林野生態系保全室長　国有林野管理室長　技術開発調査官」に改め、同部森林技術総合研修所の項中「総務課長　技術研修課長」を「課長」に改め、同部森林管理局の項中「森林センター所長」を「局長　次長　部長　業務管理官　課長　企画官（人事に関する事務を担当する者、森林管理事務所長、事務所の所長及び副所長、治山センター所長並びに総合治山事業所長に限る。）　森林生態系保全センター所長（知床森林生態系保全センター、藤里森林生態系保全センター又は屋久島森林生態系保全センターに所属する者に限る。）　調査官　森林技術・支援センター所長　上席自然再生指導官（高尾森林ふれあい推進センター所長に限る。）　総括事務管理官　調整官　森林放射性物質汚染対策センターの所長及び副所長　課長補佐（総括）　課長補佐（管理）　人事係長」に改め、同項の次に次のように加える。

森林管理署	署長　次長　総括事務管理官
森林管理署支署	支署長　総括事務管理官

別表備考第一項中「官職を」を「官職（林野庁の部にあっては、平成二十五年四月一日において設置されている官職）を」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則九―八の一部改正に伴う経過措置）

第二条　規則八―一八（採用試験）の規定による試験の結果に基づいて、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第四十二号。附則第五条第一項において「改正法」という。）第五条第一号の規定による廃止前の国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法（昭和二十九年法律第百四十一号）第二条第二項に規定する職員（以下「旧給与特例法適用職員」という。）となり、引き続き旧給与特例法適用職員として勤務した後、引き続いて給与法第六条第一項の俸給表のうちいずれかの俸給表の適用を受けることとなった者に対する第四条の規定による改正後の規則九―八第四章から第六章まで及び第十章の規定の適用については、その者を同規則第十三条第二項第二号に掲げる者とみなす。